

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警察大学校副校長
科学警察研究所総務部長
皇宮警察本部副本部長
各管区警察局総務担当部長
各管区警察学校長 殿
警視庁警務部長
警視庁警察学校長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内各課長

警察庁丁人発第228号
令和2年4月27日
警察庁長官官房人事課長

学校教養における新型コロナウイルス感染症への取組の更なる強化について(通達)

学校教養における新型コロナウイルス感染症対策については、「学校教養等における新型コロナウイルス感染症への取組の強化について(通達)」(令和2年3月25日付け警察庁丁人発第170号)等により取組を推進してきたところであるが、警察学校における感染防止対策を徹底するため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年4月16日変更))」も踏まえつつ、特に下記の事項について、さらに指導を徹底されたい。

記

1 学校職員、来所者等に対する感染防止対策の再徹底

学校職員にあっては、日々の健康管理の再徹底、咳エチケットの励行等のほか、通勤時や日常生活において「三つの密」を徹底的に避ける行動を取らせるなど感染リスクの低減に特段の配意をするよう改めて指導すること。また、部外講師や警察施設に出入りする業者や来所者に対しても、事前の検温や基本的感染症対策の厳守等につき要請し、確実に協力を得ること。

2 大型連休期間中における旅行及び帰省の自粛

学校職員及び入校生に対し、大型連休期間中における不要不急の帰省及び旅行の自粛を指導すること。

3 外出・外泊の自粛の徹底

入校生に対し、入校期間中における不要不急の外出・外泊の自粛を改めて指導すること。